

2023 年 9 月 24 日

第 21 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告

東南アジア史学会賞選考委員会委員長

河野泰之

第 21 回東南アジア史学会賞選考委員会は、小田なら会員による『＜伝統医学＞が創られるときーベトナム医療政策史』（地域研究叢書）（京都大学学術出版会、2022 年）が同賞を授与するにふさわしい業績であるとの結論に達したので、その審査経過と授賞理由を報告する。

（1）審査経過

応募作品は自薦による作品 1 点であった。選考委員会は 5 名で構成され、2023 年 6 月 15 日にオンラインで第 1 回選考委員会を開催した。互選により河野を選考委員長に選出した後、選考方法について各選考委員による審査結果報告書の作成とそれを踏まえた合議による審査の二段階とすることを確認した。審査結果報告書の様式は、昨年度のものを踏襲することとした。各選考委員から選考委員長に提出された審査結果報告書を 8 月 29 日にメールで各委員に送付した後、8 月 31 日に早稲田大学において第 2 回選考委員会を開催した。各選考委員が応募作品に関する講評を報告した後、合議により応募作品は第 21 回東南アジア史学会賞を授与することがふさわしいとの結論に達した。

（2）授賞理由

応募作品は、ベトナムの医療政策において伝統医療がいかに位置づけられてきたのかを、フランス植民地期に遡って医療制度史と医療の実践の両面から明らかにし、現代医学と伝統医学が併存するという今日の状況が生み出された過程を探ろうとするものである。「制度化」や「科学化」を分析の切り口として、「東医」、「民族医学」、「伝統医学」等の呼称の変更とそれが含意する概念の揺らぎに着目することにより、ベトナムの医療政策における伝統医療のもつ特筆すべき特徴は制度による実践の規定と実践を参照した制度化という制度と実践の状況依存的な相互作用にあることを見出している。研究史を十分に把握したうえで、公定史観やナショナルリズムに立脚した先行研究から脱却したオリジナリティのある研究である。

本作品の高く評価される点は以下の 3 点である。

第一に研究対象のスケールの大きさである。本作品はフランス植民地期から現代までの約一世紀を対象としている。この間、ベトナムは、植民地支配、戦争、国家の分断と統一、そしてドイモイと激動の歴史を歩んできた。冷戦構造のもと、北部と南部は異なる統治形態

と国際関係のもとにあった。本作品はこの時空間の広がりを対象として、そこに通底する医療政策における伝統医療の位置づけの本質を見出している。

第二に制度史と社会史の複眼的な分析と考察である。公定の語りとは距離を置くナショナリズムへのユニークなアプローチにより、医療制度と医療実践の状況依存的な相互作用の多様な実態を描くことに成功している。これは、国家が社会に浸透しきれずにどこかに「あいまいさ」が残る、ベトナムのみならず東南アジア社会に共通する一つの特徴であり、本作品の東南アジア研究への重要な貢献である。

第三に公文書資料とベトナム各地におけるフィールドワークの組み合わせによる徹底した実証データの収集である。医療の歴史は権力、科学、知識、身体、主体といったさまざまな切り口の交差するテーマだが、とりわけ伝統医療の歴史は、資料的な制約もあり、まとまった形で研究が難しい分野である。丹念な公文書の発掘等によりこの制約を克服した本作品の学術的意義は大きい。

本作品は、以上に述べたように優れたものであるが、改善すべき点についても指摘があった。著者の今後の研究の更なる発展を期待しつつ触れておく。

第一に、本書のかぎは「制度」と相反する「あいまいさ」にある。近代国民国家は中央集権的な制度のもとで国民統合しようとした。社会科学により制度史を研究してきた者に「あいまいさ」の意義が伝わったかどうかは疑わしい。いっぽう、地域研究者にとっても、制度の主体が党、政府、保健省、地方行政と多様であるため、「制度」に内在する「あいまいさ」が伝わりにくい。「あいまいさ」を、制度史研究者にも地域研究者にも十分に理解してもらうためのさらなる事例研究が必要であろう。そのためにはデータベースなど研究工具を整えることも有効である。

第二に、多くの社会で伝統（民族、あるいは在来）医療は信仰、薬（草）知識、儀礼、治療等が絡み合い、総合的な知識と実践の集積として伝授されているのではないだろうか。一方、WHOは伝統医療の再評価を行うが、まずは伝統的薬草学が対象となる。本書も期せずして、伝統医療の記述は、鍼灸を除けば薬草（学）がほぼ中心となっている。それは、ベトナムの伝統医療の特徴なのか、あるいは歴史資料には残されていないということなのか。そのあたりの示唆があれば、より読みやすくなっただろう。

第三に、アクセス可能な資料が限定されているためなのかもしれないが、予算や人員等の政策リソースに関する情報はほとんど示されていない。これらは政策や制度を論じる際の出発点であり、その利用可能性に関してなんらかの説明があれば、より説得力がますますだろう。

（３）結論

以上の理由により、本選考委員会は小田なら会員による『＜伝統医学＞が創られるときーベトナム医療政策史』が東南アジア史学会賞を授与するにふさわしい業績であるという結論に至った。

（４）その他

第 20 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告において、「少壮研究者の定義を明確にするよう、会長に申し入れることにした」との指摘がなされている。本選考委員会は、この点に関する議論の進捗状況を審査開始前に会長に問い合わせたが、進捗はないという回答だった。そこで、第 2 回選考委員会では、この点に関しても議論し、本賞の対象作品を初めて出版した学術書とするのが適切であるとの合意を得た。対象を著者の年齢ではなく研究の発展段階で限定するということである。理事会での検討をお願いしたい。